

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和3年12月3日（金）
午後4時00分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 37 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 38 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 39 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類	定例総会		
1. 総会の期日	令和3年12月3日(金)		
2. 総会の場所	魚津市役所第一会議室		
3. 農業委員の定数	14名		
4. 総会に出席した農業委員の数	14名		
会長(議長)	14番	杉山 篤勇	
会長職務代理者	11番	北田 直喜	
委員	1番	稗苗 史絵	2番 小坂 義則
	3番	宮坂 博一	4番 佐々木 隆
	5番	住田 賀津彦	6番 関口 卓司
	7番	大崎 章博	8番 金坂 隆男
	9番	高橋 順子	10番 松田 治之
	12番	谷越 彦茂	13番 石坂 誠一
5. 総会に欠席した農業委員の数	0名		
6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数	4名		
	下中島地区	吉崎 道隆	上野方地区 宮坂 新太郎
	天神地区	武田 博昌	経田地区 経田 高久
7. 議事録署名委員			
	10番	松田 治之	11番 北田 直喜
8. 総会に出席した職員			
	事務局長	矢野 道宝	庶務係長 高森 玲子
	主任	中尾 能成	主任 井口 健太郎
	主事	横田 悠介	

【開 会：午後4時00分】

議長： それではただ今から令和3年度12月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、10番松田委員、11番北田委員にお願いいたします。

議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。議案書2ページ目をご覧ください。今月の申請は5件18筆です。地区別の内訳は表のとおりで、面積合

計が13,959㎡です。

それでは3ページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げ
てご説明いたします。

【議案第36号 議案書をもとに朗読】

今回の申請は、いずれも農地法による各要件を満たしていること
から、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われま
す。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの
説明をお願いします。

6番： 申請地はイノシシの被害等もありしばらく遊休地となっておりま
したが、今回農地を整備しそばを植えるということです。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方
で何かご意見がありましたらご発言願います。

8番： 県道を挟んだ向かいの土地は〇〇会社の土砂置場となっていませ
すが、地目は何ですか。申請地が土砂置場となる可能性はありません
か。また、耕作見込みについて教えてください。

事務局： 向かいの土砂置場の登記地目は確認しておりませんが、転用許可
済地です。スペースに余裕がありますので、同じ土砂置場として申
請地を転用申請しても許可の見込みはございません。申請地は今後
そばを植えて農地として管理される予定です。

7番： 譲受人は5反要件等を満たしているのですか。

事務局： 自己所有地に申請地を含めると5反要件を満たしております。耕
作については、別の方と農作業受委託の契約を交わしております。

議長： 他に意見はありませんか。

議長： 無いようならば採決に移ります。申請通り許可決定に賛成の方は
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員挙手により、議案第36号は許可決定いたします。

議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第37号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

9ページ目の説明概要をご覧ください。今月の4条申請は1件ございます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは10ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第37号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

3番： 事務局から説明があった通りです。申請人の家に道路がかかるため後ろに家に移転するというものです。何ら問題無いと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

(「無し」の声あり)

議長： 意見が無いようですので、申請通り意見決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第37号は意見決定いたします。

議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第38号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

12ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は4件ご

ざいます。転用別及び地区別の内訳は議案書の表のとおりです。

それでは13ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

【議案第38号 議案書をもとに朗読】

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

13番： 受付番号1番についてです。申請地は地元の方がニンニクを作っていましたが高齢により耕作できなくなりました。地権者は県外在住で農地管理ができないこともあり、周りの駐車場と一体的に利用する申請になっております。

受付番号2番についてです。申請地は小学校の通学路に面しております。横の工場はトラックの出入りがあり、狭くて危険ということもあり、駐車場敷地を拡張するとのことでした。

3番： 申請地は今年も耕作されていません。特に問題無いかと思います。

14番： 周囲は宅地に囲まれており隣接耕作者はいません。特に問題無いかと思います。

会長職務代理： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

8番： 譲渡人は県外在住者ですが、他に農地はありますか。また、土地改良事業との関連も説明願います。

13番： 申請者は相続により農地を引き継ぎました。他の農地は地元の営農組合等が耕作しております。

事務局： 土地改良事業との関連では、申請地は国営早月川土地改良事業の受益地でしたが、農振除外段階で受益地から除外の手続きを行っており問題ありません。

議長： 他に意見はありませんか。

議長： 特に無いようならば、申請通り意見決定でよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第38号は意見決定いたします。

議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第39号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について説明いたします。

今月の案件は、44件、166筆、304,678㎡です。

権利の設定等は記載の通りです。

以上の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、345番、346番の貸し手の方は経営転換協力金の対象となっております。

議長： 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

議長： 特に無いようならば、申請通り決定してよろしいですか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第39号は決定いたします。

議長： これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について（令和3年11月分）
・農地利用意向調査について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後5時15分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第36号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請は、譲渡人の農地が鳥獣被害（イノシシ被害）で水稻栽培ができなくなり耕作放棄地となっている。このため、このまま放置すると近い将来に林地化すると危惧されるので譲受人が農地として利用できるよう再生し、ソバを栽培する計画である。 本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。 なお、11月30日、北田委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	しない

農地法第3条調査書

議案第36号 受付番号2番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>・今回の申請は、譲渡人の農地が鳥獣被害（イノシシ被害）で水稻栽培ができなくなり耕作放棄地となっている。このため、このまま放置すると近い将来に林地化すると危惧されるので譲受人が農地として利用できるよう再生し、ソバを栽培する計画である。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、11月30日、北田委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

農地法第3条調査書

議案第36号 受付番号3番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>・今回の申請は、譲渡人の農地が鳥獣被害（イノシシ被害）で水稻栽培ができなくなり耕作放棄地となっている。このため、このまま放置すると近い将来に林地化すると危惧されるので譲受人が農地として利用できるよう再生し、ソバを栽培する計画である。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、11月30日、北田委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

農地法第3条調査書

議案第36号 受付番号4番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>・今回の申請は、譲渡人の農地が鳥獣被害（イノシシ被害）で水稻栽培ができなくなり耕作放棄地となっている。このため、このまま放置すると近い将来に林地化すると危惧されるので譲受人が農地として利用できるよう再生し、ソバを栽培する計画である。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、11月30日、北田委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

農地法第3条調査書

議案第36号 受付番号5番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 中尾 能成
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人のリース予定している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適 格法人以外の 法人)	・譲受人は個人であり適用なし	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時 従事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	<p>・今回の申請は、譲渡人の農地が鳥獣被害（イノシシ被害）で水稻栽培ができなくなり耕作放棄地となっている。このため、このまま放置すると近い将来に林地化すると危惧されるので譲受人が農地として利用できるよう再生し、ソバを栽培する計画である。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じなくなると考えられる。</p> <p>なお、11月30日、北田委員と事務局井口、中尾が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第4条調査書

議案第37号 受付番号1番

申請者		作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね34haの一団の農地の区域内にあり、かつ、土地改良事業実施区域内農地であり、農地の区分は第1種農地と判断します。 転用許可基準は、集落接続です。	
転用目的	申請者の自宅敷地が県道新設事業の道路用地として収用されることから、代替地に住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画であり、申請書に通帳の写し等を添付しており、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後に工事を行う計画です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、住宅敷地のための必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は住宅の建設が目的であり、該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート壁を設け、隣接地等に被害の及ばぬよう配慮されます。 生活雑排水は下水道に接続し、雨水については、新設される道路側溝に排水する計画であり、問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね90haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は隣接地との一体利用です。	
転用目的	譲受企業の従業員はグループ会社に出向し、駐車場を共同利用していますが、駐車スペースが不足しているため、別途従業員用の駐車場を整備する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高一覧表を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場の整備が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁等を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は隣接の水路へ排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね90haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は既存地拡張です。	
転用目的	譲受企業の工場にはグループ会社の従業員が出向しており、従業員の駐車台数が不足しています。また、商品の搬出入スペースの確保にも支障をきたしていることから、隣接地に駐車場を拡張する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら違反転用していましたが、その旨を反省した始末書を添付されています。必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、金融機関の残高一覧表を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場の整備が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁等を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は隣接の水路へ排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号3番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地はおおむね22haの一団の農地の中にあり、かつ、土地改良事業施行済区域内の農地であるため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は集落接続です。	
転用目的	従業員増加により営業車の駐車スペースが来客用スペースに及んでおり、冬期の積雪時はさらに手狭となるため、駐車場の拡張を計画しています。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、通帳の写しを申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、駐車場予定地内にある宅地等は取得見込みがあり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場の整備が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接農地との境界にはコンクリート擁壁等を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は隣接の水路へ排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第38号 受付番号4番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 井口 健太郎
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は富山地方鉄道経田駅から300m以内にあることから、公共施設整備済区域として3種農地と判断しました。転用許可基準は、原則許可です。	
転用目的	譲受人は接骨院を運営していますが、既存の駐車場が手狭であるため、申請地に駐車場を増設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で、残高証明書を申請書に添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場の整備が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にはコンクリート擁壁等を設置し、被害の及ばぬよう配慮されます。生活雑排水は発生せず、雨水は既存の水路へ排水する計画であり問題無いと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

